

標準様式例6-2（工事）

（第1回） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和6年6月17日
契約業者	宮川興業株式会社
契約業者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目20番28号
工事の名称	R5高崎河川国道管内標識修繕工事
工事場所	高崎河川国道事務所管内
工事種別	維持修繕工事
工事概要	
工期(自)	令和6年4月1日
工期(至)	令和6年11月29日
変更前の契約金額	57,519,000 円(税込み)
変更金額(増額)	187,000 円(税込み)
変更後の契約金額	57,706,000 円(税込み)
変更理由	令和6年4月より適用する「土木工事工事積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」(令和6年2月28日付け国会公契第29号、国官技第372号、国道国技第198号、国北予第22号)の通知による変更契約を行うものとする。

標準様式例6-2（工事）

（第2回（最終）） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和6年11月22日
契約業者	宮川興業株式会社
契約業者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目20番28号
工事の名称	R5高崎河川国道管内標識修繕工事
工事場所	高崎河川国道事務所管内
工事種別	維持修繕工事
工事概要	大型標識工 1式 ・標識板設置 16枚 ・片持標識柱設置 1基 ・標識板撤去 14枚 運搬処理工 1式 ・殻運搬、処分 1式 ・現場発生品運搬 1式
工期(自)	令和6年4月1日
工期(至)	令和6年11月29日
変更前の契約金額	57,706,000 円(税込み)
変更金額(増額)	21,780,000 円(税込み)
変更後の契約金額	79,486,000 円(税込み)
変更理由	1. 大型標識工、標識撤去工 ・R18高崎市並榎並榎地区にて標識点検の結果、基礎から傾いた標識が確認され、緊急の移設工事を行ったため、大型標識工、標識撤去を追加する。 ・上豊岡地区の標識について、試掘及び現地調査の結果、基礎再利用が不可能であることが判明したため、標識の設置を中止し、試掘工を追加する。 ・前橋市荒口町地区の標識について、道路情報設備等が添架されており、4車線化に伴う移設工事施工時に移設できなかった標識について、機器等の移設が完了し移設可能となったため、大型標識工、標識撤去を追加する。 ・高崎市問屋町地区、R17高崎市並榎地区、渋川市半田地区、前橋市小島町地区の標識について、地元要望を受け、管内現地調査の結果、視認性が悪く撤去予定のある標識10基について撤去することとなったため、標識撤去を追加する。 2. 標識補修工 ・高崎市問屋町地区、太田市粕川町地区の標識について、現地調査の結果、標識板が健全であることが確認されたため、標識板の更新をあて板による標識補修に変更する。 3. 仮設工 ・現地精査、警察協議の結果及び上記増減に伴い、交通整理員の数量精査(増)する。 4. 警察等の協議の結果、高崎市上豊岡地区、太田市粕川町地区を除き全て夜間施工へ変更する。 5. 工期は元設計のとおりとする。